

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

I. 概 況

1. 県連及び単位会は、法人会の理念である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する」に基づき、各地域の実情に応じて事業の実施に取り組み、おおむね計画どおり実施することが出来た。
2. 組織基盤強化については、各単位会において会員増強運動を展開したものの、会員の減少傾向に歯止めがかからなかった。その中で、益田法人会においては純増となった。
3. 税制改正提言については、本年度も中小企業の活性化に資する税制の改正を主として提言を行った。

II. 主な事業活動

<公益関係>

1. 税制改正への提言事項

(1) 令和7年度税制改正要望事項の取りまとめ

税制委員会において各単位会の要望事項を取りまとめ、令和6年6月17日、令和7年度税制改正要望書を全法連に提出した。

島根県法人会連合会 令和7年度税制改正提言事項

<基本的課題>

I. 税・財政改革

1. 財政健全化に向けて

財政健全化については、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。

歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきであると考えます。

また、新型コロナの感染状況が改善しウィズコロナの下での活動が常態化しつつある一方で、中小企業にとっては、エネルギーや資源の高騰、さらには人手不足や賃金の上昇など、依然として厳しい経営環境が続いている。こうした中小企業を取り巻く状況を踏まえ、迅速性と実効性ある財政支援と税制措置を講ずることを要望する。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために、診療報酬等の配分を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリクス普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付と負担のあり方を見直す。

生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

少子化対策では、地域の実情に応じて、現金給付や保育所、学童保育の整備を推し進め

る。企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立を強く要望する。

3. 行政改革の徹底

消費税引き上げは国民に痛みを求めることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が、まず自ら身を削らなければならない。国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を求める。

また、厳しい財政状況を踏まえ、行政の効率化・低コスト化を一層推し進めるとともに、特別会計と独立行政法人の無駄の削減、ならびに積極的な民間活力導入等による行政サービスの質の維持向上を合わせて行う。

4. マイナンバー制度 等

国民や事業者がマイナンバーカード制度を正しく理解し、普及率を上げていくためには、その利便性を高め信頼性の高い身近な制度として定着させることが重要である。

例えば、マイナンバーカードの健康保険証利用や各種行政サービス手続きのワンストップ化、さらには、e-Tax を利用した申告納税手続きや各種手当等の申請手続きの簡略化等もカード普及にとって有効な手段である。

そうした点を踏まえ、更なるマイナンバーカードの利便性の周知に努め、対応業務拡大を積極的に進められることを望む。

また、マイナンバーカードにかかる情報管理体制の強化等、運用の厳正化を要望する。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は、我が国経済の礎であり地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特にグローバル化の流れのなかで存在感を確保し、経済・社会への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。

(1) 中小企業等の所得金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の軽減税率 15%の特例が延長となったが、本則化を強く要望する。

(2) 中小企業の軽減税率の適用所得の引き上げ。現行 800 万円以下を、段階的に 2,000 万円程度に引上げることを強く要望する。

(3) 少額減価償却(30 万円未満)の損金算入は、2 年延長となったが、50 万円未満、年 500 万円に限度額を引上げるとともに、特例の延長ではなく本則化を要望する。又は、少額減価償却資産の一時損金算入限度額を 50 万円未満に引上げ、一括償却資産制度を廃止する。

(4) 青色申告法人の欠損金の繰越控除については、コロナ禍ならびにウクライナ紛争以降、中小企業の収益状況が悪化している現状を鑑み、繰越期間を延長すべきである。

(5) 同族会社の留保金課税制度の廃止

資本金 1 億円以下の会社が適用対象からはずされ実質的に撤廃されている。課税制度はいまだ存続していることから廃止を求める。

(6) 耐震補強等の工事を実施した場合の優遇措置

必要な耐震補強工事は促進すべきだが負担も大きい。特別償却または税額控除制度を設けること。

(7) 無形減価償却資産

電算機のソフトウェアは 5 年償却となっているが、技術革新は加速しており、期間は 2 年とすべきである。

(8) 減価償却計算を簡素化すること

定率法の計算において耐用年数経過後の薄価を 1 円にするための計算が複雑である。

たとえば期首薄価に定率を乗じていき耐用年数経過年度に 1 円との差額を償却額とする等に簡素化すべきである。

(9)投資促進制度手続きの簡素化を要望する

(10)印紙税

電子決済や事務処理のペーパーレス化が進むなか、文書を作成したら課税するというのは、課税根拠として稀薄である。廃止を強く要望する。

(11)最低賃金を上げると、年収が扶養限度額の配偶者の労働時間が減少し、中小企業の労働力不足に影響する。扶養限度額も併せて上げるべきである。

(12)長期下落傾向の続く不動産の評価損失の計上を認めてもらいたい。

(13)ウクライナ情勢の影響により地方でもその影響を受ける企業が少なくない。税務面での支援措置の創設を要望する。

(14)予定納税について

法人が解散登記をした翌事業年度にも予定納税の納付義務が生ずる。その納付義務を亡くすためには、翌事業年度の仮決算による中間申告の提出が必要である。解散すれば、翌事業年度の収益はゼロに近いものが通常であると考ええる。(個人事業者も廃業届を提出しても予定納税減額申請書を提出しないと納税がゼロとならない) 解散登記した法人(個人事業者の廃業届も同様)に対する翌事業年度の予定納税義務を自動的に廃止していただきたい。

(15)原油・原材料価格高止まりの現状から、価格転嫁の難しい中小企業の収益は圧迫され続けている。そうしたなか改めて思い起こされるのが、揮発油税が二重課税の構造となっていることである。立場により見解は異なると思うが、原油高により中小企業のみならず個人も負担増加を強いられている現状にある今だからこそ、負担軽減につながる二重課税構造の解消に向けた取組みを期待する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。事業所承継者が相続税を負担することにより、中小企業の事業が継続できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較して限定的な措置に留まっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。特に、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②対象会社規模の拡大を強く要望する。

③資産保有型会社の要件緩和を要望する。

(3)取引相場のない株式の評価の更なる見直し

円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことを強く要望する。

3. 消費税への対応 等

(1)軽減税率制度について

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえに、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、消費税は単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを引き続き要望する。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて

見直しが必要である。

(1) インボイス制度・電子帳簿保存法改正に伴う電子データ保存義務について

インボイス制度電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に、電子データ保存の義務については、ほぼ全ての事業者が対象となっており影響は大きい。原則両制度の廃止を求める。但し、早期廃止の実現が難しいとすれば、以下の点を配慮した運用が行われることを要望する。

①インボイス制度に関し、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

②E T C・電話料金等の公的支出に関するものをインボイス不要にする等の緩和措置や旅費特例などの帳簿記載要件の撤廃を望む。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対する税制優遇、助成金等更なる配慮を求める。

③インボイス制度において、基準期間制度を廃止して、すべての事業者を課税事業者とし、そのうえで、課税期間の課税売上高によって、小規模事業者の申告不要制度や簡易課税制度を選択できる制度に変えるべきである。

III. 地方のあり方

1. 地方創生

地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

地域資源（エネルギー・土地などのモノ）を活用する事業がその地域にカネ（経済活動の活性化、中小企業への融資増進）とヒト（雇用の拡大）に大きな効果をもたらすべく、再生可能エネルギー事業を行う中小企業に的を絞った固定資産税、法人税等の軽減、中小企業による再生可能エネルギー事業に融資する金融機関に対する優遇金利政策や債務保証制度などの創設を望む。

2. 財政・行政の効率化 等

(1) 政府は、地域主権改革の取組として、規則、予算、法制関連など見直すこととしているが、我々が国及び地方に求めているのは国と地方の役割分担の明確化、行政の効率化による歳出削減等であり、真摯に取組むよう求める。三位一体改革がなされた後の成果を見ると、むしろ地方財政への寄与は悪化している状態である。そのうち、地方交付税に関して、その配布基準等改革が検討されているが、地方の実情にあった施策を強く望む。

(2) (市県民税の納付申告について) マイナンバーカードを活用し、国とリンクし、納税申告手続きの無駄を省いていただきたい。

(3) eLTAX で給与支払報告書や償却資産申告を提出しているが事業者に対し、毎年、給与支払報告総括表、償却資産申告に係るパンフレットや申告書を送付しているが、国と同様、ハガキの送付のみで良い。コスト削減につながる。

特に、償却資産申告関係については、課税標準 150 万円以下が明白な個人事業者に対しても（国に廃業届を提出している者も含む）前例踏襲で郵送している。新設法人への償却資産申告書の郵送に力点を置くべきである。

<税目別>

I. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充 等

(1) 役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

(2) 同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと損金処理を認めるべきである。

II. 個人所得税

1. 所得税のあり方

国民がその所得に応じて負担する所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されて久しい。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は広く国民全体で負担していくものとすべきである。

(1) 配当に対する二重課税の排除

現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているが不十分である。実効税率約 30%に比べ配当控除 10%では、国民の証券投資意欲は上がらない。

(2) 復興特別所得税は、所得額の 2.1%であり、源泉徴収する利子、配当、給与等におよび広範囲である。2.1%という税率のため端数計算が煩雑である。期間も平成 25 年から令和 19 年までと長い。税率は所得税率に含め(所得税率に 1%上乘せ) 期間も 10 年程度とする。

(3) 一部のマスコミ報道等では、勤続 20 年超勤労者の退職金に対する増税(手取収入の減少)が検討されていると云われているが、退職者の老後の生活設計に影響を与える重要な問題である。拙速な改正は行うべきではない。

2. 各種控除制度の見直し

(1) 人的控除額の簡素化を望む。各種控除は、社会構造の変化に応じて合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除についてはこれまでの改正の経過や影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(2) 少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

(3) 純損失の繰越控除を拡充。個人事業者は 3 年間となっている。法人の繰越控除期間に比し短い。5 年程度に拡充してほしい。

(4) 生命保険料控除額の簡素化。新制度導入に伴い、旧制度も含め全て最高限度額を 5 万円にする。

(5) 医療費控除の対象となる旅費交通費について、遠隔地の医療機関で治療を受ける場合の宿泊費も認めてほしい。

(6) 税制度だけでなく、社会保険も一体となった負担額の引下げを検討してほしい。

配偶者控除の場合と同様。

III. 相続税・贈与税関係

相続税・贈与税

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。相続税の基礎控除を引下げ前に戻すよう見直してほしい。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

・ 歴年課税の控除額を現行より引き下げることなく最大 300 万円に引き上げる。子・孫

への資金贈与を簡素、簡単にする。

- ・相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

IV. 地方税関係

固定資産税の抜本的見直し 等

(1) 固定資産税の免税点の引き上げ

平成3年以降据え置かれている。大幅な引き上げを望む。土地100万円、建物100万円、償却資産500万円を要望する。（地方や景気を配慮した固定資産税の軽減を望む。）

(2) 耐用年数満了建物の評価額引き下げを要望する。

(3) 毎年1月1日現在の償却資産について1月31日までに申告することになっている。前年12月に取得した資産も含まれるので事業者にとっては大きな事務負担となっている。

償却資産について、新たな税目としたうえで、賦課期日を法人の決算日とする。また、申告期限は法人税及び所得税の申告期限とすること。

(4) 少額資産の取扱いの見直し

30万円未満の少額減価償却資産については、課税対象から除外する。

(5) 空家のリフォームなどによる再利用促進ならびに解体することによる土地の有効利用および倒壊防止の施策として、令和5年12月に空き家対策特別措置法が改正されたが、未だ周知度が低く実効性に乏しいのが現状である。

「管理不全空家」「特定空家」に指定された家屋は住宅用地特例の適用除外とされるが、それに留まらず更に指定家屋には固定資産税を加重する一方、空き家対策として更地化した場合の固定資産税等を軽減するなど、メリハリを利かせた対策を検討頂きたい。

(6) 個人住民税の課税方式を現年課税方式に改め税負担のずれをなくし、所得控除の種類及び金額を所得税と同一とすることにより個人住民税を分かりやすくする。

<その他>

I. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期することとしている。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まねばならない。

II. 環境問題に対する税制上の対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に「46%削減（2013年度比）する」との目標を国際公約として打ち出している。

これに対し、税制上の措置については様々な議論があり流動的である。また、ロシアのウクライナ侵攻を契機にした世界的なエネルギー需給構造の変化も見られることから、欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

なお、本テーマは重要課題であるので、その他ではなく基本的課題として取り上げるべきと考える。

III. 租税教育等

次代をになう児童、生徒が民主主義の根幹である租税の意義や役割を正しく理解し、社会の構成員として税金を納め、その使い道に関心を持ち、さらに納税者として社会や国のあり方を主体的に考えるという自覚を育てることを目的として、租税教育活動に取り組み、納税意

識の向上を図っていく必要がある。

カリキュラムの内容として

- (1) 漢字検定にならない小学生から社会人までを対象とする租税検定
- (2) 租税教室に社会保障制度、特に年金の重要性（みんなで助け合う制度）を題材に取り上げる。
- (3) 勤労の大切さを題材として取り上げる。
- (4) グループワーク等考える力をつける教育を推奨する。
- (5) 従業員が租税検定を受けることに対する法人のインセンティブを設ける。例えば建設業であれば経営審査の点数に加算する、など。
- (6) 高等学校及び大学にも租税に関する授業及び講座を設ける。

(2) 税制改正要望陳情活動

令和 6 年 9 月 19 日に開催された全法連理事会において、「令和 7 年度税制改正に関する提言」が決議され、その実現に向けて県連・単位会では地元選出国會議員及び地方自治体に対し次の通り陳情活動を実施した。

国會議員に対する要望活動の実施状況

提言活動先				提言活動実施者		提言活動方法
議員名	選挙区	党名	面接者の役職・氏名	県連・単位会 / 同 役 職	氏名	
亀井亜紀子	島 根 一 区	立憲民主党	秘書 桑本 耕平	松 江/税制委員長 島根県連/専務理事	金井 秀也 福山 洋二	R6. 11. 13 (持参)
青木 一彦	島根・鳥取合区	自 民 党	秘書 青戸 哲哉 青木 薫子	松 江/税制委員長 島根県連/専務理事	金井 秀也 福山 洋二	R6. 11. 13 (持参)
高見 康裕	島 根 二 区	自 民 党	秘書 曾田 昇	出 雲/会 長 出 雲/税制委員長 出 雲/事務局長	高橋 英一 青野 隆一 丸 節子	R6. 11. 27 (持参)

地方自治体に対する要望活動の実施状況

提言活動先			提言活動実施者		提言活動方法
地方自治体名	対象者の役職名	面接者の役職名 面接者氏名	県連・単位会名 / 同 役 職	氏 名	
島 根 県	知事 丸山 達也	知事 丸山 達也	松 江 / 会 長 税制委員長 専 務 理 事	野々村健造 金井 秀也 福山 洋二	R6. 11. 28 (持参)
島 根 県	県議会議長 中島 謙二	県議会議長 中島 謙二	松 江 / 会 長 税制委員長 専 務 理 事	野々村健造 金井 秀也 福山 洋二	R6. 11. 28 (持参)
松 江 市	市長 上定 昭仁	市長 上定 昭仁 財政部長 佐目 元昭	松 江 / 会 長 税制委員長 専 務 理 事	野々村健造 金井 秀也 福山 洋二	R6. 11. 19 (持参)

松江市	市議会議長 吉金 隆	市議会議長 吉金 隆	松江/会長 税制委員長 専務理事	野々村健造 金井 秀也 福山 洋二	R6. 11. 19 (持参)
雲南市	市長 石飛 厚志	市長 石飛 厚志	雲南/会長 税制委員長	加藤 欽也 松尾 透	R6. 12. 19 (持参)
雲南市	市議会議長 松林 孝之	市議会議長 松林 孝之	雲南/会長 税制委員長	加藤 欽也 松尾 透	R6. 12. 19 (持参)
出雲市	市長 飯塚 俊之	市長 飯塚 俊之 財政部長 安井 政幸 市民税課長 梶田 厚志	出雲/会長 税制委員長 事務局長	高橋 英一 青野 隆一 丸 節子	R6. 11. 27 (持参)
出雲市	市議会議長 板垣 成二	市議会事務局長 木村 亨	出雲/会長 税制委員長 事務局長	高橋 英一 青野 隆一 丸 節子	R6. 11. 27 (持参)
大田市	市長 楫野 弘和	税務課長 竹下 健	税制委員長	楫 伸	R6. 11. 25 (持参)
浜田市	市長 久保田章市	市長 久保田章市 市民生活部税務課長 川合香佳子	浜田/副会長 税制委員長 事務局長	田才 光治 渡邊 要 堀野 広朗	R6. 11. 29 (持参)
浜田市	市議会議長 笹田 卓	市議会議長 笹田 卓	浜田/副会長 税制委員長 事務局長	田才 光治 渡邊 要 堀野 広朗	R6. 11. 29 (持参)
益田市	市長 山本 浩章	市長 山本 浩章	益田/会長 税制委員長	森本 恭史 大石 大	R6. 11. 21 (持参)
益田市	市議会議長 福原 宗男	市議会議長 福原 宗男 市議会副議長 中島 賢治	益田/会長 税制委員長	森本 恭史 大石 大	R6. 11. 21 (持参)
吉賀町	町長 岩本 一巳	町長 岩本 一巳	益田 吉賀支部長	村上 章	R6. 11. 27 (持参)
津和野町	町長 下森 博之	町長 下森 博之	益田 津和野町支部長	中谷 保宣	R6. 11. 29 (持参)
隠岐の島町	町長 池田高世偉				R6. 11. 11 (郵送)
西ノ島町	町長 坂栄 一秀				R6. 11. 11 (郵送)

海士町	町長 大江 和彦				R6. 11. 11 (郵送)
知夫村	村長 平木 伴佳				R6. 11. 11 (郵送)

2. 社会貢献関係

(1) 税の啓発活動

単位会名	実 施 内 容
県 連	・ 島根県租税教育推進協議会への協賛 ・ 島根県納税貯蓄組合連合会への協賛 ・ 「税に関する絵はがき」 審査・表彰 ・ クロスワードクイズの実施（松江法人会と共催） ・ ラジオコマーシャル ・ 法人会 PR 新聞広告
松 江	・ 小学校での租税教室(管内 5 小学校) ・ 中学校での租税教室(管内 3 中学校) ・ 「税に関する絵はがき」 審査・表彰 ・ クロスワードクイズの実施（県連と共催） ・ 法人会 P R 動画の大型ビジョン放映 ・ 松江地区電子申告・納税推進連絡協議会への協賛
雲 南	・ 小学校での租税教室(管内 15 小学校) ・ 中学校での租税教室(管内 1 中学校) ・ 幼稚園での租税教室〔紙芝居〕(管内 2 園) ・ 小学生向け租税教育用啓発本、租税教育用下敷の配布 ・ 「税に関する絵はがき」 作品募集・表彰 ・ e-Tax 利用推進懸垂幕の掲示 ・ 税務研修会の開催(14 回)
出 雲	・ 「税に関する絵はがき」 作品募集・審査・表彰・展示・広報誌表紙掲載 ・ 「税についての作文・習字」 募集事業審査・表彰・展示・広報誌掲載 ・ 小学校での租税教室（管内 5 小学校 8 コマ） ・ 税の啓発本「タックスフントとけんたくん」配布（市内小学 6 年生全員） ・ e-Tax 利用拡大のための看板設置、文書等による PR、街頭キャンペーン ・ 地域のイベント会場での「税を考える週間」の啓発活動 ・ 税に関する研修会等の開催（ほうじん税ミナール等） ・ 年末調整説明会の開催 ・ 租税教育用「下敷」の配布（市内中学 1 年生全員） ・ 出雲空港連絡バス、出雲商工会館横看板に税の広告を掲出
石見大田	・ 小学校等での租税教室(管内 4 小学校) ・ 「税に関する絵はがき」 作品募集・展示・表彰 ・ 市民への e-Tax の PR チラシの配布 ・ 会員への税の啓発商品の配布 ・ e-Tax の普及に向けた地元ローカルテレビでの CM 放送

浜 田	・ケーブルテレビ税金クイズ 番組の収録・放送（応募編、解答編） ・税に関する絵はがき作品募集・展示 ・租税作品個別表彰式の開催（小学生絵はがき・中学生習字・作文、高校生作文） ・e-Tax 利用推進パンフレット配布 ・小学校での租税教室（管内 4 小学校で延べ 4 回開催） ・税務研修会（管内 5 会場で開催）
益 田	・小学校での租税教室（管内 6 小学校 10 会場） ・中学校での租税教室（管内 3 校 4 会場） ・「税に関する絵はがき・習字」作品募集、審査及び合同表彰式 ・租税作品合同表彰式において税金クイズ大会の開催 ・ますだ産業祭の場を活用した税金クイズ大会の開催（イベント出演） ・絵はがきの優秀作品を会報誌の表紙に掲載 ・e-Tax 利用促進の横断幕・懸垂幕の掲示 ・税に関する法人学校の開催 ・税の啓発本の配布 ・税に関する図書の斡旋
隠 岐	・税の啓発用下敷き・本の配布 ・「税に関する絵はがき・習字」の審査・展示・表彰 ・小学校での租税教室（管内 3 小学校） ・年末調整説明会の開催 ・定額減税事務研修会

(2) その他の社会貢献活動

単位会名	実 施 内 容
松 江	・福祉施設等へ機器類の寄贈 ・「中学生の職場体験学習」を支援 ・環境保全啓発活動 ・がん検診の啓発活動 ・松江圏域健康長寿しまね推進会議「まめな情報協力店」への登録 ・緑化推進事業への協賛 ・協会けんぽへの協力 ・企業ボランティア松江ネットワーク会議への参画 ・松江水郷祭への協賛 ・「ハートフルコンサート in しまね」への協賛
雲 南	・地域での奉仕活動の実施（清掃等） ・いちごプロジェクトへの参画
出 雲	・市民公開講演会の開催 ・地域イベント事業への協賛 ・いちごプロジェクトへの参画 ・他団体との連携啓発キャンペーン ・出雲市社会福祉協議会へ高齢者疑似体験セット寄贈 ・出雲市立図書館全 7 館に図書の寄贈 ・島根県立大社高等学校へ防球ネット一式寄贈

石見大田	・大田市子ども神楽大会の開催 ・チャリティゴルフコンペの開催 ・いちごプロジェクトへの参画
浜 田	・講演会の開催 ・いちごプロジェクトへの参画 ・地域イベント事業への協賛
益 田	・市民公開講演会の開催 ・法人学校の開催 ・みどりのカーテン事業の実施（ゴーヤによる地球温暖化防止運動） ・益田合同庁舎玄関横のプランターへの植栽 ・児童図書の贈呈（益田法人会文庫・管内2小学校） ・支部講演会の開催 ・支部地域貢献活動の実施（津和野・吉賀支部：地域清掃） ・いちごプロジェクトへの参画 ・飲酒・喫煙防止キャンペーンへの取組（益田地区2校）
隠 岐	・いちごプロジェクトへの参画 ・プログラミング教室への支援協力 ・ふるさとにぎわい事業 秋まつりへの協賛

3. 研修活動

(1) 県連が実施した研修会等

期 日	名 称	場 所	備 考
令和6年 6月19日	第12回定時総会記念講演 演題「日本経済の大転換点 中小企業にチャンスあり」 講師 経済ジャーナリスト 内田 裕子 氏	ホテル一畑	70名
令和7年 3月26日	第30回役員研修会 演題「財政と税務行政の現状と将来」 講師 広島国税局長 郷 敦 氏	浜田ワシントンホテル	58名

(2) 県連・単位会の研修項目別実施状況

研修項目	実施回数	対前年増減	参加人員	対前年増減
税法・税務	82	15	2,974	230
経営・経済・金融	17	6	713	196
その他	4	△ 5	1,258	266
合 計	103	16	4,945	692

4. 広報活動

(1) 会報の発行

令和7年1月に会報「ほうじんしまね」第33号を発刊し、県連役員を中心に600部を配布。

(2) その他の広報活動

法人会の知名度向上や、会員増強等を図るため「税を考える週間」を中心に、新聞・ラジオ等でPR活動を実施した。

広報媒体	新聞社名、放送局名	広報内容	実施・掲載日
ラジオ	F M 山 陰	ラジオCM	R6.11.11～11.17 37回(1回20秒)
新 聞	山陰中央新報	税の啓発用広告掲載	R 6.11. 2
新 聞	山陰中央新報	税のクロスワードクイズ	R 6.11. 3

< 共益関係 >

1. 福利厚生事業

福利厚生制度の安定的な運営を目指し、取扱三社との連携を一層強化し推進に努めた。令和6年度の福利厚生制度の推進結果は次のとおりである。

①「経営者大型総合保障制度」推進状況【大同生命保険株式会社】 (令和7年3月末現在)

単位会名	会員数 (R6.12)	加 入 企業数(社)	加入率 (%)	役 員 企業数(社)	加入役員 企業数 (社)	役員企業 加 入 率	収入保険料 (千円)	前年比 (%)
松 江	1,900	339	17.8 %	53	37	72.5 %	404,830	101.9 %
雲 南	416	123	29.6 %	30	29	100 %	123,050	103.6 %
出 雲	1,130	248	21.9 %	32	17	56.6 %	276,250	98.8 %
石見大田	265	51	19.2 %	37	22	62.8 %	65,610	97.7 %
浜 田	595	108	18.1 %	43	28	66.6 %	72,230	87.7 %
益 田	806	123	15.3 %	61	39	65.0 %	113,610	95.3 %
隠 岐	157	38	24.2 %	17	12	75.0 %	34,260	96.9 %
県連合計	5,269	1,030	19.5 %	273	184	69.9 %	1,089,840	99.1 %

※役員企業数は、加入不可能企業数を除いた数値。

②「ビジネスガード」推進状況【A I G損害保険株式会社】 (令和7年3月末現在)

単位会名	会員数 (R6.12)	新規加入企業数			加 入 企業数 (社)	前年比 (社)	加入率	収入保険料 (千円)	前年比
		目標 (社)	実績 (社)	達成率					
松 江	1,900	37	18	48.6 %	316	△ 8	15.8 %	146,120	106.6 %
雲 南	416	9	10	111.1 %	75	13	21.0 %	40,459	110.4 %
出 雲	1,130	22	12	54.5 %	195	3	17.1 %	89,449	102.5 %
石見大田	265	3	1	33.3 %	19	2	7.9 %	23,615	111.2 %
浜 田	595	1	4	400 %	36	△ 1	5.9 %	18,791	124.3 %
益 田	806	10	13	130 %	60	5	8.1 %	39,062	114.1 %
隠 岐	157	4	4	100 %	11	3	8.9 %	8,844	181.8 %
県連合計	5,269	86	62	72.1 %	712	17	13.6 %	366,339	108.9 %

③「がん保険制度」推進状況【アフラック生命保険株式会社】

(令和7年3月末現在)

単位会名	会員数 (R6.12)	がん保険			医療保険			WAYS			収入 保険料 (千円)	前年比
		加 入 企業数 (社)	前年比 (社)	加入率	加 入 企業数 (社)	前年比 (社)	加入率	加 入 企業数 (社)	前年比 (社)	加入率		
松 江	1,900	385	△ 8	20.3 %	207	△ 5	10.9 %	72	△ 2	3.8 %	123,580	97.1 %
雲 南	416	89	△ 6	21.4 %	49	3	11.8 %	19	0	4.6 %	23,479	100.4 %
出 雲	1,130	228	△18	20.2 %	103	△ 6	9.1 %	23	1	2.0 %	62,111	94.3 %
石見大田	265	68	△ 3	25.7 %	33	△ 2	12.5 %	7	△ 2	2.6 %	19,738	91.5 %
浜 田	595	141	△ 2	23.7 %	108	6	18.2 %	62	5	10.4 %	75,120	99.4 %
益 田	806	417	9	51.7 %	316	0	39.2 %	190	8	23.6 %	237,632	104.9 %
隠 岐	157	32	△ 5	20.4 %	10	△ 1	6.4 %	5	0	3.2 %	11,618	94.2 %
県連合計	5,269	1360	△33	25.8 %	826	△ 5	15.7 %	378	10	7.2 %	553,280	100.1 %

2. 会員増強推進

令和6年9月10日に開催した組織・厚生合同委員会において、各単位会の推進方法について討議。令和7年度も昨年度に引き続き前年比純増を目標とすることとなった。

(1) 会員の加入状況

単位会名	令和6年12月末現在			個人会員	令和5年12月末現在			個人会員
	所管法人数 (社)	会員数 (社)	加入率(%)		所管法人数 (社)	会員数 (社)	加入率(%)	
松 江	4,592	1,900	41.4	188	4,594	1,946	42.4	184
雲 南	825	416	50.4	5	832	420	50.5	5
出 雲	3,096	1,130	36.5	33	3,031	1,159	38.2	33
石見大田	529	265	50.1	0	531	265	49.9	0
浜 田	1,775	595	33.5	0	1,788	593	33.2	0
益 田	1,216	806	66.3	10	1,215	801	65.9	10
隠 岐	421	157	37.3	0	422	158	37.4	0
県 連 計	12,413	5,269	42.3	236	12,413	5,342	43.0	232
全 国 計	2,305,341	697,854	30.3	24,832	2,245,947	710,330	31.6	24,562

3. 青年・女性部会活動

部会員の加入状況

単位会名	青年部会員数 (名)		前年比	女性部会員数 (名)		前年比
	(R7.3 末)	(R6.3 末)		(R7.3 末)	(R6.3 末)	
松 江	37	37	0	48	47	1
雲 南	52	53	△ 1	26	24	2
出 雲	22	26	△ 4	41	37	4
石見大田	23	25	△ 2	20	18	2
浜 田	26	30	△ 4	—	14	—
益 田	36	38	△ 2	25	27	△ 2
隠 岐	8	11	△ 3	11	12	△ 1
合 計	204	220	△ 16	171	179	△ 8

【青連協研修事業】

期日	名称	場所	備考
令和6年 7月29日	第28回青年部会連絡協議会研修会 Ⅰ. 研修会 (1) 隠岐酒造見学 (2) 壇境の滝見学	隠岐の島町	30名

【女連協研修事業】

期日	名称	場所	備考
令和6年 10月7日	第20回女性部会連絡協議会研修会 Ⅰ. 連絡協議会 (1) 全法連女連協定時連絡協議会 報告 (2) 各単位会活動報告・意見交換 Ⅱ. 研修会 島根県立古代歴史博物館 見学	看雲楼	34名

<管理関係>

1. 定時総会

期 日	名 称	場 所	備 考
令和6年 6月19日	第12回定時総会 第1号議案. 令和5年度財務諸表承認について <報告事項> 1. 令和5年度事業報告書の件 2. 令和6年度事業計画書の件 3. 令和6年度収支予算書の件	ホテル一畑	76名

2. 理事会

期 日	名 称	場 所	備 考
令和6年 6月4日	第30回理事会 1. 令和5年度事業報告書承認について 2. 令和5年度財務諸表承認について 3. 第12回定時総会議案書(案)について	松江エクセルホテル 東急	32名
令和7年 3月26日	第31回理事会 1. 健康経営委員会の設置並びに委員会規定の 改定について 2. 令和7年度事業計画書(案) 承認について 3. 令和7年度収支予算書(案) 承認について 4. 常勤役員に対する報酬について	浜田ワシントンホテル	23名

3. 監査会

期 日	名 称	場 所	備 考
令和6年 5月10日	令和5年度事業及び収支決算について監査	松江エクセルホテル 東急	5名

4. 委員会

(1) 総務委員会

期 日	名 称	場 所	備 考
令和 6 年 6 月 4 日	第 1 回総務委員会 1. 令和 5 年度事業報告書承認について 2. 令和 5 年度財務諸表承認について 3. 第 12 回定時総会議案書 (案) について	松江エクセルホテル 東急	32名
令和 7 年 3 月 26 日	第 2 回総務委員会 1. 健康経営委員会の設置並びに委員会規定の 改定について 2. 令和 7 年度事業計画書 (案) 承認について 3. 令和 7 年度収支予算書 (案) 承認について 4. 常勤役員に対する報酬について	浜田ワシントンホテル	23名

(2) 組織委員会

期 日	名 称	場 所	備 考
令和 6 年 9 月 10 日	令和 6 年度組織・厚生合同委員会 1. 全法連組織委員会報告 2. 全法連厚生委員会報告 3. 会員増強推進方法について 4. 福利厚生制度の推進について	出雲ロイヤルホテル	25名

(3) 税制委員会

期 日	名 称	場 所	備 考
令和 6 年 6 月 17 日	第 1 回税制委員会 1. 全法連税制委員会報告 2. 令和 7 年度税制改正要望事項について	大田商工会議所	12名

(4) 広報委員会

期 日	名 称	場 所	備 考
令和 6 年 11 月 1 日	第 1 回広報委員会 1. 全法連広報委員会報告 2. 広報委員会活動について ①令和 6 年度広報活動について ②令和 7 年度広報活動 (案) について 3. 会報第 33 号の発刊について	浜田ワシントンホテル	9名

(5) 研修委員会

期 日	名 称	場 所	備 考
令和 6 年 4 月 25 日	第 1 回研修委員会 1. 全法連事業研修委員会報告 2. 令和 5 年度事業報告書について 3. 令和 6 年度事業計画書について 4. 令和 5 年度研修参加人員について	ホテル武志山荘	13名

(6) 厚生委員会

期 日	名 称	場 所	備 考
令和 6 年 4 月 12 日	第 1 回厚生委員会並びに福利厚生制度推進連絡協議会 1. 全法連厚生委員会報告 3. 令和 5 年度福利厚生制度推進結果並びに 令和 6 年度推進目標について 4. 令和 6 年度事業計画書について	三好家	16名
9 月 10 日	令和 6 年度組織・厚生合同委員会 1. 全法連組織委員会報告 2. 全法連厚生委員会報告 3. 会員増強推進方法について 4. 福利厚生制度の推進について	出雲ロイヤル ホテル	25名

5. 青年部会連絡協議会関係

期 日	名 称	場 所	備 考
令和 6 年 5 月 20 日	令和 6 年度第 1 回理事会 1. 令和 5 年度事業報告書について 2. 令和 5 年度収支決算書について 3. 令和 6 年度事業計画書 (案) について 4. 令和 6 年度収支予算書 (案) について 5. 令和 8 年度「全国青年の集い (島根大会)」について 6. 第 28 回研修会の開催について	松江エクセル ホテル東急	14名
5 月 20 日	第 12 回年次大会 Ⅰ. 講演会 演題：再確認！「そんなつもりじゃなかった」を なくすためのハラスメントの基礎知識 講師：A I G 損害保険株式会社 山陰支店長 原田 俊一 氏 Ⅱ. 年次大会 ＜報告事項＞ 1. 令和 5 年度事業報告書について 2. 令和 5 年度収支決算書について 3. 令和 6 年度事業計画書について 4. 令和 6 年度収支予算書について	松江エクセル ホテル東急	42名
7 月 29 日	令和 6 年度第 2 回理事会 1. 全法連青連協定時連絡協議会報告 2. 副会長の交代について 3. 令和 8 年度「全国青年の集い (島根大会)」について	隠岐の島町 商工業振興 センター	14名
12 月 3 日	第 40 回「法人会全国青年の集い」 島根大会 第 1 回実行委員会 ＜議題＞ 1. 第 38 回「法人会全国青年の集い」 福井大会 報告について 2. 第 40 回「法人会全国青年の集い」 島根大会 開催日・開催場所の件	松江エクセル ホテル東急	24名

	3. 第40回「法人会全国青年の集い」島根大会 組織図の件 4. 第40回「法人会全国青年の集い」島根大会 開催主旨の件 5. 第40回「法人会全国青年の集い」島根大会 スローガンの件 6. 第40回「法人会全国青年の集い」島根大会 シンボルマークの件 <報告事項> 1. 第2回全法連青連協連絡協議会について 2. 会員拡大について 3. 電子会議の推進について 4. 実行委員会名簿について 5. 上程スケジュールについて 6. 議案フォーマットについて 7. 予算について		
令和7年 3月17日	第40回「法人会全国青年の集い」島根大会 第2回実行委員会 <議題> 1. 第40回「法人会全国青年の集い」島根大会 開催主旨の件 2. 第40回「法人会全国青年の集い」島根大会 スローガンの件 3. 第40回「法人会全国青年の集い」島根大会 シンボルマークの件 4. 第40回「法人会全国青年の集い」島根大会 予算の件 5. 第40回「法人会全国青年の集い」島根大会 講演会講師選定の件 <報告事項> 1. 令和6年度第5回全青連役員会について 2. 会員拡大について 3. 実行委員会名簿について 4. 上程スケジュールについて 5. 議案フォーマットについて	松江テルサ	29名

6. 事務局関係

期 日	名 称	場 所	備 考
令和6年 12月23日	県下事務局長並びに担当者会議 1. 全法連専務理事等会議の報告	大田商工会議所	12名

7. 関係機関等への会議・行事参加

【全国法人会総連合関係】

期 日	名 称	場 所	出席者
令和6年 4月5日	全国県連専務理事等会議	全法連会館	福山専務理事
4月18日	女性部会連絡協議会「情報交換会」	リーガロイヤルホテル 広島	内田女連協会長 福島女連協副会長
4月18日	全国女性フォーラム (広島大会)	広島グリーンアリーナ	県下21名
6月7日	女連協定時連絡協議会	全法連会館	内田女連協会長
6月10日	青連協第1回定時連絡協議会	全法連会館	渡部青連協会長
7月12日	第1回広報委員会	全法連会館	上原委員長
7月18日	第1回事業研修委員会	金城樓	岩成委員長
7月24日	第1回税制委員会	全法連会館	楫委員長
7月25日	第1回厚生委員会	明治記念館	村木委員長
7月30日	第1回総務委員会	全法連会館	鷗鷗委員長
8月5日	第1回組織委員会	全法連会館	原田副委員長
8月22日	新任事務局長セミナー	全法連会館	県下1名
8月23日	全国県連専務理事等会議	全法連会館	福山専務理事
8月30日	青連協第3回役員会	全法連会館	青連協石倉実行委員長
9月3日	第2回税制委員会	全法連会館	楫委員長
9月19日	第50回理事会	全法連会館	野々村会長
10月3日	法人会全国大会(鹿児島大会)	城山ホテル鹿児島	県下22名
10月7日	青連協第4回役員会	Web 開催	堰大会会長 石倉実行委員長
11月8日	青連協第2回連絡協議会	フェニックス・プラザ	渡部青連協会長 堰大会会長 石倉実行委員長
11月9日	全国青年の集い(福井大会)	サンドーム福井	渡部青連協会長 他27名
12月13日	全国県連専務理事等会議	全法連会館	福山専務理事
令和7年 1月22日	賀詞交歓会	帝国ホテル	野々村会長
1月30日	青連協第5回役員会	全法連会館	堰大会会長 石倉実行委員長
2月5日	税制セミナー	ハイアットリージェンシー 東京	楫委員長
2月6日	第3回税制委員会	全法連会館	楫委員長
2月12日	第2回広報委員会	全法連会館	上原委員長
2月13日	第2回事業研修委員会	全法連会館	岩成委員長
2月19日	第2回厚生委員会	全法連会館	村木委員長
2月20日	第2回組織委員会	全法連会館	中島委員長
3月4日	第2回総務委員会	全法連会館	鷗鷗委員長
3月7日	事務局セミナー	ハイアットリージェンシー 東京	県下7名
3月18日	第51回理事会	全法連会館	野々村会長

【中国地方法人会連合会関係】

期 日	名 称	場 所	出席者
令和 6 年 9 月 17 日	第 49 回定期総会	ANA クラウンプラザホテル 広島	野々村会長 他 8 名
10 月 1 日	青年部会連絡協議会会長会議	ANA クラウンプラザホテル 岡山	渡部青連協会長 福山専務理事
令和 7 年 2 月 5 日	青連協部会長サミット	かめ福オンプレイス	渡部青連協会長 足立理事
3 月 17 日	5 県連厚生委員長会議	酒工房 独歩館（岡山市）	福山専務理事

【その他】

期 日	名 称	場 所	出席者
令和 6 年 5 月 15 日	島根県租税教育推進協議会連合会第 33 回 定期総会	松江地方合同庁舎	内田女連協会長
6 月 10 日	雲南法人会青年部会 第 12 回年次大会	大東地域交流センター	足立青連協理事 福山専務理事
6 月 13 日	島根県青色申告会通常総会	松江エクセルホテル 東急	福山専務理事
8 月 23 日	全国青年の集い 5 県連会議	古名屋ホテル	渡部青連協会長 堰大会会長 石倉実行委員長
9 月 12 日	アフラック生命保険㈱法人会推進会議	W e b 開催	福山専務理事
10 月 7 日	「税に関する絵はがきコンクール」島根県 審査会	松江地方合同庁舎	内田女連協会長
11 月 11 日	「税に関する絵はがきコンクール」島根県 知事賞授与式	島根県庁	内田女連協会長

Ⅲ. 付属明細書

令和 6 年事業年度においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に定める付属明細書記載事項（事業報告の内容を補足する重要な事項）が存在しないので、付属明細書の作成はいたしません。

令和 7 年 6 月
一般社団法人 島根県法人会連合会